

木津川市教育委員会会議録

平成28年第6回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成28年6月28日（火） 午後1時30分から午後3時09分まで

○場 所：木津川市役所 北別館 会議室3

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）森本教育部長、加藤理事、濱野理事、竹本教育次長兼学校教育課長、
石井担当課長、高味社会教育課長、福井文化財保護課長

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

事務局が、5月31日開催の第5回定例会において委員から質疑のあった「恭仁小学校耐震補強改修工事（3工区）」工事内容の内、補強面におけるプラス面の考え方及び水平火打ち補強について説明を行った。

教育長が、第5回定例会議の会議録の承認について提案された。

委員より異議なく承認された。

3. 議事

《議案第20号 木津川市立幼稚園条例施行規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

木津川市立幼稚園利用者負担額について、「子ども・子育て支援法施行令」等の改正に伴い、保護者の負担軽減を図ることとし、所要の改正を行うもの。

子ども・子育て支援法施行令が改正され、低所得者層及び多子世帯の負担軽減が図られることに伴い、本市も負担軽減を拡充し、減免措置を行うものである。

内容としては、多子世帯の内、市民税所得割課税額77,100円以下の世帯について、上の子の小学校3年生までの要件を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償とする。更に、市民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等については、第1子を半額、第2子以降を無償とするものである。

また、ひとり親世帯等の確認書類として、これまでの児童扶養手当証書の写しに加え、福祉医療費受給者証の写し、健康保険証の写しを規定した。

この規定は、市民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯の内、児童扶養手当

対象外の者を救済するものである。

また、この改正については、公布の日から施行し平成28年4月1日から適用するものである。

【質疑応答】

委員：4月1日に遡って適用されるということか。

事務局：不利益処分ではないので、遡って適用させていただく。

入園時に利用料を決定しているのので、該当者には、還付する。

委員：女性センターでDV被害者の方の相談を受けるが、住民票を置いたまま逃げておられる方もおられる。

子どもの学校のことや幼稚園について相談を受けることが多いが、小・中学校は就学できるが、幼稚園はどうか。

事務局：学校については、前の居住地の教育委員会と連携し、事実確認が出来れば対応することとなるが、幼稚園の場合は、現行の規則において住所があることが要件となっている。幼稚園では区域外就学の事例はない。

教育長：幼児教育の重要性からも柔軟な対応が必要と考える。また、保育園に預けなければ就労できないので、保育園でも措置が必要である。

委員：認定こども園も同様である。

委員：利用料の負担軽減は、保育園でも同様に行われるのか。

事務局：この改正の根拠となる「子ども・子育て支援法」は、内閣府、厚生労働省、文部科学省の連名であるので、多子世帯や低所得者層への負担軽減措置は同様である。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第21号 木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額について「子ども・子育て支援法施行令」等の改正に伴い、保護者の負担軽減を図ることとし、所要の改正を行うもの。

この規則は、子ども・子育て支援法に基づく新制度に移行した認定こども園等に通園する幼稚園部分である1号認定子どもに係る利用者負担額を規定しているものである。

先程の議案第20号と同様に低所得者層及び多子世帯の負担軽減が図られることとなったことを受けて改正を行うものである。

市民税所得割課税額77,100円以下の世帯について、上の子の小学校3年生までの要件を撤廃し、更にひとり親世帯等については、第1子を半額、第2子以降を無償とするものである。

また、この改正についても、公布の日から施行し平成28年4月1日から適用するものである。

【質疑応答】

委員：「木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定」の部分が、認定子ども園を表しているのか。

事務局：子ども・子育て新制度に移行した認定子ども園、私立幼稚園である。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第22号 木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

図書館における雑誌スポンサー制度の利用促進を図るため、要綱の一部を改正するもの。

これまでは、提供雑誌最新号のカバー表面にスポンサー広告を掲載していたが、この方法では、最新号にしか広告が掲載されないため、提供雑誌の見開き部分にも広告を加えて、より広告効果を高めるもの。

また、広告掲載期間については、決定した月の翌月から1年間の規定であったが、これを決定した日から決定した日の属する年度の末日までの期間とし、更新時期を統一することにより、事務の簡素化と更新漏れの防止を図るものである。

【質疑応答】

委員：スポンサーの実績はどれくらいか。

事務局：平成27年度の3館合計で、スポンサー企業が12者、スポンサー雑誌タイトル数が22誌、スポンサー雑誌冊数が185冊である。

平成28年度は、現時点で3館のスポンサー制度対象雑誌タイトル数が148誌あり、スポンサー雑誌が14誌であるので、9.5パーセントである。

教育長：周知方法はどうか。

事務局：図書館のホームページに掲載している他、各図書館にポスター掲示を行って

いる。

また、図書館に出入りされている業者の方にも職員がお願いしている。

委員：期間が年度末までとなると、3月に申し込まれた方は1か月だけということになるがデメリットにならないか。

事務局：申し込みをお受けする際に4月からも継続していただく様をお願いをする。先程申し上げた148誌については、3館において定期購入している雑誌の中からリストアップしたものであり、更新時期が雑誌により異なると欠書の恐れがある為、更新時期を統一して管理に努める。

委員：市の広報にも掲載をしているのか。

事務局：年に1度は掲載している。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告（平成28年6月1日～平成28年6月28日）

(1) 教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・6月11日は、恭仁小学校の耐震補強工事に係わって早めの運動会が開催された。
- ・6月18日は、山城地方中学校体育大会が太陽が丘陵上競技場で開催された。男子は、1年生1500m走で泉川中学校が1位、低学年の400mリレーで山城中学校が1位、女子は、2年生100m走で山城中学校が1位と400mリレーで大会新記録であった。
- ・6月22日からの市議会一般質問があった。内容については、次回教育委員会で報告をする。

5. その他

(1) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(2) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(3) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成28年8月2日（火）午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。